

平成29年度中小企業振興円卓会議 専門部会事業計画書
 (中小企業での若者の就労環境に関する調査・検討部会)

【代表団体名称】	愛媛大学
活動テーマ	ええ会社づくり ・ ええ人育て ・ ええお客づくり
活動名	中小企業での若者の就労環境に関する実態調査や検討会を通じた環境改善に向けた取り組み
活動趣旨(本市の中小企業の現状、課題等)	<p>若者の間で学業に支障をきたすほど重い責任を負わせ、遅くまで残業しても手当てがつかなかったり、ノルマが厳しいなど、過重労働の悩みが広がっている。また、就職後3年以内の若い社員に対し、低賃金で長時間労働をさせたり、過剰なノルマ、パワハラを繰り返すなど、若者の使い捨てなどが社会問題化している。</p> <p>このようないわゆるブラック企業問題に対し、厚生労働省は、28年4月に東京・大阪の労働局内に専門に取り締まる特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」を設置するとともに、これらの被害を防止する初の法律「若者雇用促進法」を27年10月から段階的に施行し、これによりハローワークは、一定の労働観法令違反の求人者について、新卒者の申し込みを受理しないことができるようになった。</p> <p>しかしながら、学生アルバイトの就労環境の実態や就職後3年以内の若者の離職率が高止まりしている原因等については、全国的にも調査が不十分でありその実態も把握できていないため、28年度に松山市内の22歳から34歳までの方を対象に就業実態調査を行い、その結果を分析し、報告書にまとめるとともに啓発リーフレットを作成した。</p> <p>29年度は、これらの成果をもとに、学校や経済団体などに対し、労働者の権利について、広く情報発信や普及啓発を行い、誰もがいきいきと働ける職場づくりにつながるような活動を行う。</p>
活動の項目	<p>条例の推進活動 条例第4条(基本方針) (3)「人材の確保、育成、定着」 (9)「関係機関との連携」 に該当</p> <p>調査・検証活動</p>
活動内容(条例の推進活動、本市の実態や効果的な施策に関する調査・検証等)	<p>【条例の推進活動】</p> <p>1. 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケート結果を分析した成果等を大学、経済団体、企業関係者などが参加するシンポジウム等で発表する。 高校、大学、企業、経済団体、その他関係団体等にリーフレットを作成・配布し、意識啓発を行う。 経済団体や関係団体に調査結果を情報提供し、ヒアリングなどで意見を求めるとともに、若者の能力を有効に発揮できる環境づくりのための啓発活動を行う。 <p>【調査・検証活動】</p> <p>2. 検討会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果から実態を分析し、就労環境における課題を明らかにする。 企業等のサイドに調査結果を情報提供し、ヒアリング等で意見を求めるとともに、若者と企業の意見交換会を実施する。 企業等へのヒアリングから得た結果をもとに、課題等を分析するための検討会を実施する。
構成メンバー(予定)	大学、経済団体、企業関係者、その他関係者
事業期間	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
【事業に要する経費】	1,000,000円
備考	